

## 平成 27 年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

### 1 開催日時

平成 28 年 1 月 13 日（水）13:30～15:00

### 2 場所

鹿児島県市町村自治会館 403 号室

### 3 出席者

- ・ 委員 22 名中 19 名
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか
- ・ 内閣府 障害者差別解消法施行準備アドバイザー 2 名

### 4 議事録

#### (1) 定足数の確認

本日の出席者については，宮路委員，鮫島委員，三宅委員を除く 19 名が出席し，定数 22 名の半数以上が出席

なお，本日の会議は，障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」が全国で円滑に設置・運営されることを目的に内閣府が実施する，「地域協議会体制整備事業」のモデル会議として位置付けられており，内閣府から 2 名が出席

#### (2) 説明事項

##### ○ 障害者差別解消法の概要について

##### 【内閣府アドバイザー】

（障害者差別解消法の概要についての説明）

##### 【委員】

対応指針について，周知が遅れているとの報道もあるが，状況を教えてほしい。

##### 【内閣府アドバイザー】

対応指針については，それぞれの業分野毎に作成することになっており，業毎に所管省庁が異なっているため，全省庁が関係している。既に公表済みのものも多数あるが，一部の業分野については，公表がやや遅れている。公表されていない業分野は，全体の数パーセント程度である。正式版が公表されてい

いものであっても、パブリックコメント募集の際、案については公表されているため、概ね御覧いただける体制となっている。

今後の話として、都道府県や市町村でどのような形で周知していくかについてが課題である。

#### 【委員】

以前は障害者にとって厳しい状況であったが、障害者のために法律や条例が整備され、障害者に対する社会的な認識は高まったと思う。また、鹿児島県では、全国でも早い段階で障害者差別解消条例を制定し、非常に喜ばしい状況である。障害者差別解消法や条例が施行された後は、どのように定着し、障害のある人とない人との理解が深まるような関係になるのかという課題がある。このことについて、何かアドバイスがないか。

#### 【内閣府アドバイザー】

鹿児島県では、条例に基づく相談員制度というものがあり、その中で啓発活動に重点的に取り組んでいるようである。啓発については、地道な活動が必要であるが、条例において啓発できる体制を持っていることは、鹿児島県の強みであり、鹿児島県が先駆けて他の地域をリードしていけるのではないかと期待している。

#### 【委員】

合理的配慮は、車椅子の方や目が不自由な方については、ある程度想定できるが、発達障害は、いろいろな障害特性があることから、合理的配慮についても、いろいろなパターンがあり、分かり難くなると危惧している。相談を受ける上で、どのような事例があるかについて、前もって示してもらえると助かる。相談を受ける側として、どこを着地点にすべきかを考えなければならぬため、示せるものがあれば示してほしい。

#### 【内閣府アドバイザー】

合理的配慮サーチという事例集が内閣府のホームページで公開されている。

発達障害の方への合理的配慮については難しいが、当事者、家族又は団体が協議会に参加し、何があったのか、どこにどう相談し、どうやって解決していけばいいのか対話をし、事例を収集し、解決していくという地道な活動の積み重ねが、障害者を救うのではないかと考えている。

(3) 報告事項

- 障害者差別解消条例に基づく相談対応等の実施状況について

【事務局】

(条例に基づく相談対応等の実施状況について説明)

(4) 協議事項

- ① 鹿児島県障害者差別解消支援協議会におけるあっせんに関する要領（案）について

【事務局】

(協議会によるあっせんに関する要領（案）について説明)

【委員】

条例第21条第4項に「あっせんを行わないこととしたとき」、「あっせんが終わったとき」、「あっせんを打ち切ったとき」と3つあるが、「終わったとき」というのは、資料4の第10条にある終結ということになるのか。

【事務局】

あっせんの終結事由の第10条で示している内容が、「終わったとき」という意味で整理している。

【委員】

そうすると、資料4のフロー図で「不実施」、「打ち切り」、「解決」と3つあるが、「解決」ではなく、「終了」ではないか、「解決」だけが終了事由ではないのではないか。

【事務局】

ここについては、再度整理をする。

【会長】

フロー図では解決したときだけ終了するような表現をしているが、他にもあっせんが終了する事由がある。

【委員】

用語が統一できるのであれば、その方がよい。

**【会長】**

フロー図については、今後、意見を踏まえて、事務局で見直しを検討するというので、現時点では、この内容で処理することとする。

**【委員】**

第3条(2)ウの「障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対する損害賠償の請求が内容である場合」については、あっせんの不実施とあるが、最初から損害賠償請求を申し立てた場合は不実施ということか。

**【事務局】**

申立ての内容が損害賠償の請求を求めるものである場合は、この協議会でのあっせんの対象としないという整理をしている。

**【委員】**

あっせん部会において、委員が和解金や解決金を提示することはないということか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【会長】**

他に意見がないが、要領案を認めていいか。

**【委員】**

(異議なし)

**【会長】**

それでは、本案を要領とすることについて、この協議会で決定した。

② 表彰制度について

**【事務局】**

(表彰制度について説明)

**【委員】**

(意見なし)

【会 長】

この改正案に基づき運用していくということか。

【事務局】

来年度の障害者保健福祉大会から表彰の対象としたいと考えている。

【会 長】

来年度の障害者保健福祉大会から改正案に基づいて表彰制度を運用していくということで御理解いただきたい。

(5) その他

【会 長】

その他，他に意見はないか。

【委 員】

差別解消法の国民への周知啓発について，国と県の計画を教えてほしい。

【内閣府アドバイザー】

内閣府と地元自治体の共同主催という形で差別解消に係るフォーラムを開催している。鹿児島県は昨年度も実施したが，今年度も実施する予定である。これは鹿児島だけでなく，他の地域も順次開催しており，全ての都道府県と政令市で開催する予定としている。

法律の内容をまとめたリーフレットは，内閣府のホームページで公開しており，あまり多くない部数であれば，内閣府で個別に提供をしている。

より幅広い国民の皆さんの目に留まるように，3月又は4月頃に政府広報等を通じて周知していく予定である。

【事務局】

県の方でも，障害者差別解消法の4月施行に向けて，「ありば」という障害福祉分野の情報誌の3月号で障害者差別解消の推進に関する啓発を行う予定である。

【委 員】

かごしま障害フォーラムでは，啓発について何か企画されているか。

### 【委員】

地道な周知が大切だと考えているが、年に1回は大きなイベントを開きたいとの希望を持っており、昨年10月にフォーラムを開催した。来年度についても、小さな団体で資金があまりないが、助成を得られれば、フォーラムを開催したいと考えている。

### 【会長】

本日の会議は、内閣府の「地域協議会体制整備事業」のモデル会議として位置付けられているが、内閣府アドバイザーから何かコメントがあれば、お願いしたい。

### 【内閣府アドバイザー】

そもそも障害者差別解消法というものが何なのかを考える必要がある。そう考えていくと、本人の不安を解消するということが、一番大本にあるものである。資料3にいろいろな事例があるが、基本的に障害がある方からの意思の表明があって、初めて動き出す法律である。相談件数が平成26年から平成27年にかけて増えているが、さらに本人が声を出しやすい土壌を作るため、障害者差別解消支援地域協議会が動いていくことが必要である。本人が声を出しやすくなり、その内容を協議会において協議し、合理的配慮等の対応事例を蓄積し、他の当事者に応用していくことが、本人の不安解消につながる。バリアがなくなると、本人たちが、のびのびと地域で生きていけるようになる。本人の不安が解消される土台となるものを忘れずに作っていただきたいと思う。

### 【会長】

それでは、協議を終了する。

### 【事務局】

以上をもって、平成27年度障害者差別解消支援協議会を閉会する。